



令和5年度危険物安全週間推進標語

意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ

<もくじ>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

◆危険物に係る法令改正等について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

◆◆ 危険物に係る法令改正等について ◆◆

今般、総務省消防庁において実施された検討会の結論を踏まえ、危険物の関係法令等が次のように改正されましたので、お知らせします。詳しくは、最寄りの消防署にお問い合わせください。

1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直しについて

(施行期日：令和5年12月7日)

(1) 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物)のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の軒高、階数、面積に関する規制が合理化され、これらの技術上の基準について特例が定められました。

(2) 消火設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物)のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設置しなければならない消火設備の基準について、特例が定められました。

2 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて

(施行期日：令和5年12月27日)

- (1) ガソリンの容器詰め替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入について
固定給油設備を使用したガソリンの詰め替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入 が給油取扱所での取り扱い行為として、法令上、明確化されました。
また、これらの安全対策として、詰め替えノズルの満量停止装置やタンク注入ノ

ズルにおける注入管の設置が併せて規定されるとともに、これらの取扱い作業を行う場合は、給油空地で行うことが規定されました。



(固定給油設備から容器への詰替えのイメージ (給油空地内で実施))

(2) 給油取扱所に設置できる建築物に係る規定の整備について

これまで、給油取扱所内に設置できる建築物は、作業場、物販店舗、飲食店などに限定されていましたが、その設置できる建築物の用途が次の表のように拡大されました。

設置できる建物用途表 (用途面積については 300 m²以下)

消防法施行令別表第 1 に掲げる区分と具体例

- (1) 項 ～ 劇場、映画館、集会場など
- (3) 項 ～ 飲食店など
- (4) 項 ～ 物品販売業を営む店舗、展示場など
- (8) 項 ～ 図書館、博物館など
- (11) 項 ～ 神社、寺院、教会など
- (12) 項 ～ 工場、作業場、映画スタジオなど
- (13) 項イ ～ 車庫、駐車場など
- (14) 項 ～ 倉庫
- (15) 項 ～ 事務所など

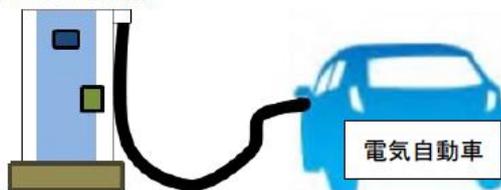
(3) 給油取扱所の付随設備の追加

給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備が追加されるとともに、これらの設備の設置場所や設置方法についても規定されました。

(尿素水溶液供給機)



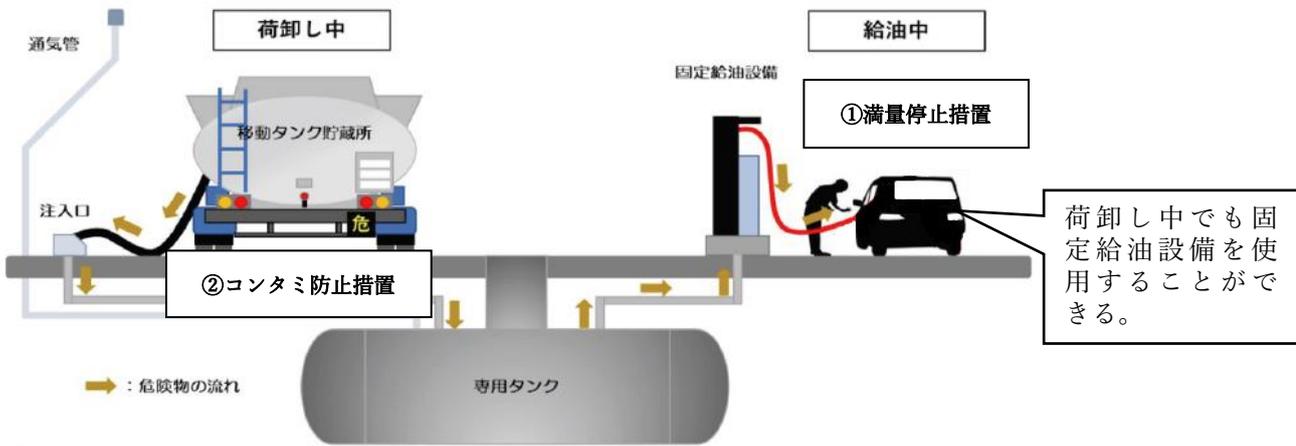
(急速充電設備)



(4) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策について

固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクに危険物を注入する際、これら設備等のノズルに満量停止装置を設けるとともに、専用タンク及び移動タンク貯蔵所(タンクローリー)にコンタミ防止装置を設けた場合は、荷卸し中でも、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備を使用することができるとされました。

ただし、こうした運用形態に変更する場合は、予防規程を見直す必要がありますので、ご注意ください。



(5) 営業時間外における出入り制限の例外規定の整備

給油業務の営業時間外に係員以外の者が給油取扱所に入入りさせることはできないとされていましたが、固定給油設備等の周囲に係員以外の者が立ち入らないような措置等を講じた場合は、係員以外の者が給油取扱所の店舗等に入入りできるとされました。

ただし、こうした運用形態に変更する場合は、予防規程を見直す必要がありますので、ご注意ください。



3 ガソリン運搬容器の見直しについて

(施行期日：令和6年3月1日)

これまで、ガソリン運搬容器は金属製と限定されていましたが、次に適合する一部のプラスチック製容器が、ガソリン運搬容器として認められることとなりました。

- (1) 容器にUN表示及び容器記号「3H1」が記されていること。
- (2) 容量が10ℓ以内であること。
- (3) 容器は製造日から5年以内のもの。



ガソリン用プラスチック製運搬容器の例

4 連続運転時間等の見直しについて

(施行期日：令和6年4月1日)

自動車運転者の労働時間等に関する基準が改正されたことに伴い、移動タンク貯蔵所(タンクローリーなど)の長時間移送における連続運転時間について、この運転員による運転の中断の下限時間を「おおむね連続10分以上」と規定されました。

